

日本労働年鑑 戦後特集(第22集)

The Labour Year Book of Japan post war special ed.

第四篇 無産政党運動

第二章 日本共産党

八 第五回党大会

二月五日の党中央委員会において、新しい段階に即応した党の対策を決定するため、第五回党大会を開催することに決定し、二月二四日から三日間にわたって京橋公会堂で開催された。本大会の討議の中心点となつたのは(一)党組織の急速な拡大に応じて中央委員の増加、(二)拡大した党の本質にふさわしい規約の改正、(三)党の基本的方向を明らかにする宣言の決定、(四)当面の諸政策等である。

一般報告において徳田球一氏は、世界情勢、国内情勢、諸政党の批判、党の活動と成果、党の自己批判の問題に論及し最後に当面する重大課題として、

「党は眞に人民の党、労働者農民の党、階級的な大衆党とならねばならぬ。前衛党であるとともに大衆党でなければならぬ。これは大衆に追随することではなく、大衆の利益を代表し、大衆とともにたゝかうことによつてのみ達成できる」とし、「われわれは党の統一化、ボルシェヴィキ化、戦闘化にむかつてぜひ全党員がこぞつて努力しなければならぬ。このことが第五回大会を臨時に開催した中心の問題であり、われわれは人民の生活の安定と向上のためにというスローガンに全精力を集中せねばならぬ」と結んでいる。

本大会で可決された宣言、規約、農民運動における当面の方針、土地綱領は次の通りである。

党第五回大会宣言

—

日本共産党は現在進行しつつあるわが国のブルジョア民主主義革命を平和的に、且つ民主主義的方法によつて完成することを当面の基本目標とする。故に、党は資本主義制度全体を直ちに廃止して、社会主義制度を実現することを主張するものではない。党は次のことを実現せんとする。

(一)封建的専制的軍事警察政治制度としての天皇制の廃止、皇室の存否に関しては、民主主義人民共和政府成立の後、一般人民投票によつてこれを決定する。現天皇の戦争責任は、これを追及する。さらに、戦争犯罪人、人権じゅうりん犯罪人を、わが国の政治、経済、社会の重要地位から清掃する。

(二)天皇制に代えるに、人民自身が主権を握る民主制を確立し一院制議會を主幹とする人民共和政府を樹立する。中央および地方の行政機構から反動的官僚を一掃して

すべて権力を行使する議員、政府委員、地方委員等は人民の選挙によることとし、選挙されたものは常に選挙民に自己の行動を報告する義務をもち、もしこれを怠るかまたは不正の行為があつた場合は直ちにこれをやめさせて、人民が権力の行使を徹底的に監視する制度とすること。

(三)農民の小作料の低減、地主の土地取上げ禁止と耕作権の確立、更に進んで、皇室、社寺、貴族の土地、その他働かない地主の土地を民主国家が没収し、これを農民に分与する。大地主の土地は無償をもつて没収し小地主の土地は有償をもつて買収する。大小の区別は、その地方の事情と地主の性質を考慮して農民委員会が査定し、人民政府がこれを最終的に決定する。遊休山林原野を無償で没収してこれを国費で機械力を用いて開墾し、更に耕地整理、水系の整理、干潟の干拓、高地ならびに乾地農業を国費で開始し、これらの土地を農民に分与しその耕地を倍加する。国費による農業機械化の促進国営模範農場の開設、協同耕作の奨励促進、農民に対する過重な租税負担の廃止、かくして農民の生活を安定させるとともにこれを飛躍的に増大させること。

(四)戦争犯罪人の財産の国有、独占資本の解体、大資本に対する人民政府の強力な統制、労働者が参加する経営協議会制度による産業の経営、金融機関を全面的に統一し、これを人民政府の管理に移し中小商工業者を独占資本、ならびに、官僚の不当干渉から解放し、彼等に営業の自由を確保させる。

経営協議会制度を運用し、全面的能率の高揚を期すること。

生産の全体系を整理し、これに均衡をあたえること、人民大衆の生活を常に向上せしめることによつて、生産物を消化し生産の諸部面における恐慌的かく乱を防止する。

(五)金融機関を全面的に統一し、これを民主主義人民共和政府の管理に移し、資本家並に地主の濫費とヤミの買いあさりの資金を凍結し、よつてインフレーションの根源を封鎖し、全価格体制を安定せしめること、戦災によつて破壊された産業、交通、社会諸施設、住宅等の復興並に失業者、戦災者、復員及び傷害帰還者の救済は、戦時利得税、財産税によつてこれを行う。食糧その他の日常必需品の敏活豊富な配給、並に隠匿物資の摘発は、現在の腐敗した官僚政府に依頼することは出来ない。故に労働組合、農民委員会、市民食糧管理委員会の結合による人民協議会がこれにあたり、人民の手によつて、配給制度を整備する企画である。この組織を全国的に拡大し、民主人民政府が成立した暁には、政府は人民協議会の発展を援助し、更に漸次これを人民政府の諸行政体系に吸収する。

(六)生活を安定させるにたる労働者及び給料生活者の最低賃金制度の創設、同一労働に対する同一賃金、一日七時間(最高八時間)労働制、婦人青少年の労働の保護、工場法の完備、失業保険養老年金を含む社会保険の実施、食糧、その他生活必需品の配給等の労働組合による管理、経営協議会制度の強化、労働者の権利の憲法、労働法による確立。

(七)婦人の封建的隷属からの解放、男女同権の確立、また婦人に過重の負担をかける隣組制度の改正、国家によつて、豊富な奨学資金を設置し、これによつて青少年に高等教育を受ける機会を与える、青少年に対する民主主義的教育の普及、ならびに封建的干渉の廃止。

ブルジョア民主主義革命が完成されたのちはわが党はわが社会の発展状況に応じ人民大多数の賛成と支持とを得、かつ人民自身の努力によつて平和的且つ民主主義的方法により資本主義制度より更に高度なる社会制度、すなわち人が人を搾取することなき社会主義制度へ発展せしむることを期する。そしてこれは社会の発展にして必ず進まなければならぬ道であることを確信する。これが実現にあつては党は暴力を用いず独裁を排し、日本における社会の発展に適応する民主主義的人民共和政府によつて平和的教育的手段によつてこれを遂行せんとせるものである。

わが党は私有財産一般の否認をかつて主張したことはない。私有財産一般の否認はいかなる社会においても存在し得るものではない。原始共産制の崩壊以来、各時代に応じてそれぞれの私有財産は変遷してきた。将来社会主義制度が実現することがあつても私有財産はその社会に適応して存在するものである。

私有財産の否認をもつてわが党の最高綱領であるが如く見せしめたものは悪らつたる天皇制政府の謀略であつてこれは治安維持法がはじめて規定したものである。世人がこの人民と日本共産党との分離をはかる陰謀に乗ぜられざらんことを望む。わが党は人を搾取する手段すなわち働かざる資本家、働かざる地主の私有を廃し、これを社会の共有に移すことによつて搾取制度を廃止することを究極の目的とする。かくして全人民の消費する物資とこれを生産する手段とを極度に豊富にし全人民の生活を安定し、明るく豊かにし且つ常に向上せしむることを期しているのである。

(一九四六・二・二四)

日本労働年鑑 第22集／戦後特集

発行 1949年8月15日

編著 大原社会問題研究所

発行所 第一出版

2000年2月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 戦後特集(第22集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
